

(令和3年9月22日提出)

令和3年9月議会定例会議案
(追加その2)

新 潟 市

議案第 85 号

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 9 月 22 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 18 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「感染症をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

附則に次の 2 項を加える。

（新型コロナウイルスワクチン接種手当）

7 第 2 条に定めるもののほか、当分の間、消防職員（救急救命士に限る。）が、市が実施する集団接種会場において新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務（以下「新型コロナワクチン接種業務」という。）に従事したときは、新型コロナウイルスワクチン接種手当を支給する。

8 新型コロナウイルスワクチン接種手当は、新型コロナワクチン接種業務に従事した日 1 日につき 3,000 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、令和 3 年 9 月 17 日から適用する。